

平成22年中に所得がなかつた方でも、次に該当する方等は、申告が必須です。

後期高齢者医療制度の加入者は必ず所得の申告を！

| 消費税・地方消費税 (個人事業者) | 贈与税 | 所得税 |
|----------------------|----------|----------|
| 3月31日(木) | 3月15日(火) | 3月15日(火) |

● 申告と納税の期限
後期高齢者医療制度の加入者は必ず所得の申告を！

● 確定申告書は、自分で正しく作成し、お早めに！

● 納税証明書を請求する方へ
(請求に必要なもの)

● 納税証明書を請求する方へ
(請求に必要なもの)

● 納税証明書を請求する方へ
(請求に必要なもの)

● 納税証明書を請求する方へ
(請求に必要なもの)

● 紳士の申告会場では受け付けられない申告

所得のある方は、事前に収支の金額をまとめ、収支内訳書を作成してから相談ください。

医療費控除を受ける方は、医療機関ごと、かかつた人ごとの領収書の合計額を事前にまとめてからお越し下さい（生命保険や社会保険等によって補填された額がある場合は、その合計額も明細書にまとめてください）。なお、インフルエンザ等の予防接種や文書代等は医療費控除の対象となりませんので、算入しないようご注意ください。

事業所得（営業・農業）や不動産所得のある方は、事前に収支の金額をまとめ、収支内訳書を作成してから相談ください。

申告期間中は、担当職員全員が相談会場へ出向いていますので、申告は相談会場でお願いします。所得金額を証明できるもの（源泉徴収票、支払調書、収支内訳書等）については、平成22年中のものすべてをお持ちください。給与明細や振込通知ではなく、必ず源泉徴収票をお持ちください。

医療費控除を受ける方は、医療機関ごと、かかつた人ごとの領収書の合計額を事前にまとめてからお越し下さい（生命保険や社会保険等によって補填された額がある場合は、その合計額も明細書にまとめてください）。なお、インフルエンザ等の予防接種や文書代等は医療費控除の対象となりませんので、算入しないようご注意ください。

事業所得（営業・農業）や不動産所得のある方は、事前に収支の金額をまとめ、収支内訳書を作成してから相談ください。

町・県民税の申告相談

申告期間は2月16日(水)～3月15日(火)です

問い合わせ／税務課 (☎581・2121 内線154～156) へ。

町・県民税の申告相談が2月16日(水)から始まります。申告期限は、3月15日(火)ですので、忘れずに期間内に申告を済ませてください。

また、本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付(相談)のお知らせ」も併せてご覧ください。

町・県民税申告相談日程表

受付時間／午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

相談会場／役場6階会議室

| 相談日(曜日) | 地区 | 対象区 |
|----------|------------|----------------------|
| 2月16日(水) | 折原 | 折原上郷・折原下郷・上平・下小路・立原 |
| 17日(木) | | 秋山・三品・平倉・山居・柄谷・五ノ坪 |
| 18日(金) | 用土 | 用土6・7・8・9・10 |
| 20日(日) | 全地区 | 町内全地区(平日に都合のつかない方等) |
| 21日(月) | 用土 | 用土1・2・3・4・5・11・12 |
| 22日(火) | 男衾 | 伊勢原・谷津・戸田・塚田・鷹ノ巣・西古里 |
| 23日(水) | | 男衾上郷南・男衾上郷北 |
| 24日(木) | 男衾下郷・塚越 | |
| 25日(金) | | 赤浜 |
| 27日(日) | 全地区 | 町内全地区(平日に都合のつかない方等) |
| 28日(月) | 男衾 | 中郷・牟礼・今市 |
| 3月1日(火) | 市街地・西部 | 本町・中町・栄町・武町 |
| 2日(水) | | 茅町・花町・六供・金尾・風布 |
| 3日(木) | 本宿・末野2・3・4 | |
| 4日(金) | 常木・菅原 | |
| 7日(月) | 鉢形 | 立ヶ瀬・三ヶ山・保田原・小園 |
| 8日(火) | | 木持・上の町・内宿・閑山 |
| 9日(水) | | 上の原・露梨子 |
| 10日(木) | 桜沢 | 本村・岩崎・中小前田 |
| 11日(金) | | 山崎・南飯塚・上組 |
| 14日(月) | 予備日 | |
| 15日(火) | | 町内全地区 |

※予備日は混雑が予想されます。

※お住まいの地区的相談日に都合がつかない方は、申告期間内の都合のよい日にお越しください。

※所得税の確定申告を行う方は、町・県民税の申告を行う必要はありません。